

平成 30 年 11 月 15 日

北区自治協議会委員推薦会議の検討状況について

北区自治協議会委員推薦会議
座長 山賀 好郎

平成 31 年度から 2 年間の任期である第 7 期北区自治協議会委員選考に向け、委員の構成団体等や公募委員の募集・評価方法について同会議において検討することとなり、11 月 2 日に下記のとおり決定いたしましたので報告します。

1) 第 7 期北区自治協議会委員構成団体等について（報告資料 1-2 参照）

- ・第 2 号委員の構成団体である「豊栄統計調査員協議会」を「支え合いのしくみづくり会議」に変更する。

※高齢者をはじめ誰もが安全で快適に暮らせる地域づくりにつなげる。

- ・各団体への推薦依頼の際は、次の候補者の選出について配慮をお願いする。

①子育て世代委員候補者

※より多くの分野の子育て現役世代に参加いただき、子育て、児童福祉について多角的議論に深化させたい。

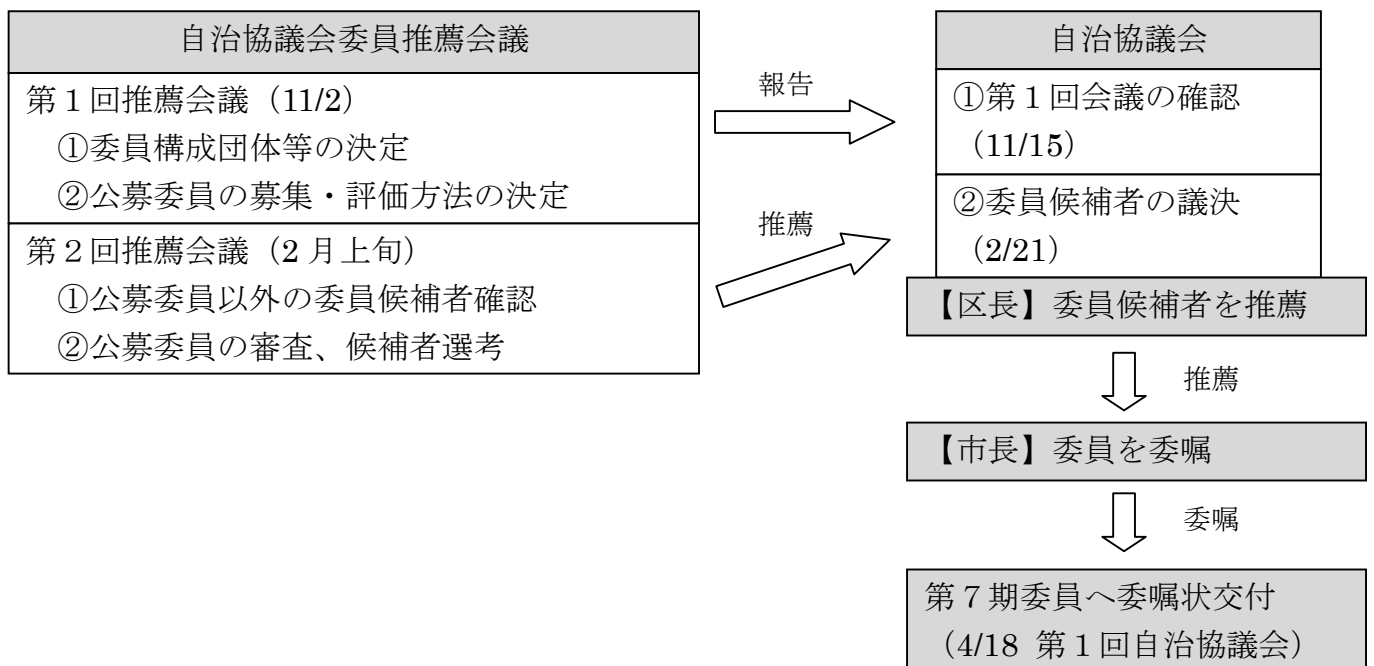
②女性委員候補者

※市が平成 32 年度までに「女性委員割合 45%以上」とすることを目標としている。

2) 委員の公募に関する要領の改正と選考方法について（報告資料 1-3 参照）

- ・同要領に、第 3 条第 4 号を加える。（運営指針での規定事項を要領にも明記する。）
- ・公募委員の募集・評価方法は、第 6 期と同様とする。

※参考 北区自治協議会委員推薦会議の役割と北区自治協議会との関係



3) 北区自治協議会委員推薦会議 会議概要

平成 30 年度第 1 回北区自治協議会委員推薦会議	
開催日時	平成 30 年 11 月 2 日(金) 午前 10 時半～11 時半
会 場	北区役所本館 3 階 大会議室
参加委員	委 員 <small>(順不同・敬称略)</small> ◎座長 山賀好郎、○座長代理 阿部康夫、 赤間松次、本間藤雄、渡邊正廣、渡邊正之、阿部淳一、 阿部美恵子、若尾明弘、阿部恵美子 計 10 人
	事務局 副区長兼地域総務課長 地域総務課課員 2 人
内 容	<p>1) 座長と座長代理の互選 委員の互選により、座長と座長代理が選出されました。 座長：山賀好郎委員 座長代理：阿部康夫委員</p> <p>2) 第 7 期北区自治協議会委員構成の考え方 ①第 2 号委員の構成団体である「豊栄統計調査員協議会」を「支え合いのしくみづくり会議」に変更する。 ②各団体への推薦依頼の際は、女性委員候補者の選出について配慮をお願いする。</p> <p>[主な意見] ・地域にも関わりの深い「支え合いのしくみづくり会議」を構成団体とすることは大賛成である。 ・子育て、児童福祉の観点からの意見がもっとあってもいいのではないかな。 ・子育て現役世代からの意見がもっと聞きたい。 ・各分野の専門家からの意見は非常に参考となることがある。</p> <p>⇒ ・各団体への推薦依頼の際は女性委員候補者、子育て世代委員候補者の選出に配慮いただくこととした。 ・自治協議会委員は 30 人以内となるので、団体枠は増やせないが、必要に応じて特定の分野に精通した有識者等を会議に出席させることができることを確認した。</p> <p>3) 委員の公募に関する要領の改正と選考方法について ①同要領に、第 3 条第 4 号を加える。 (運営指針での規定事項を要領にも明記する。) ②公募委員の募集・評価方法は、第 6 期と同様とする。</p> <p>[主な意見] ・公募委員に提出いただく課題文は、第 6 期同様 1 テーマに絞り、「北区のまちづくりについて、私のやってきたこと、私がやりたいこと」が書きやすく、評価もしやすい。</p>

第7期北区自治協議会委員構成団体等について（案）

（順不同・敬称略）

No.	第7期 委員資格	第7期構成団体(案)	第7期選出者	第6期構成団体	第6期選出者	委嘱 年月日	終了(予定) 年月日	第6期での 任期回数	現団体で 再任の 可否	備考
1	第1号委員 (10人)	松浜地区コミュニティ協議会		松浜地区コミュニティ協議会	倉島 敏弘	H27.4.1	H31.3.31	2期	可	
2		南浜地区コミュニティ協議会		南浜地区コミュニティ協議会	阿部 康夫	H27.4.1	H31.3.31	2期	可	
3		濁川地区コミュニティ協議会		濁川地区コミュニティ協議会	赤間 松次	H27.4.1	H31.3.31	2期	可	
4		葛塚連合 葛塚中央コミュニティ協議会		葛塚連合葛塚中央コミュニティ協議会	松田 正實	H27.4.1	H31.3.31	2期	可	
5		葛塚連合 葛塚東小学校区コミュニティ協議会		葛塚連合葛塚東小学校区コミュニティ協議会	五十嵐 隆吉	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
6		葛塚連合 太田ちいきコミュニティ協議会		葛塚連合 太田ちいきコミュニティ協議会	本間 藤雄	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
7		コミュニティ木崎村		コミュニティ木崎村	渡邊 正之	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
8		岡方地区コミュニティ委員会		岡方地区コミュニティ委員会	渡邊 正廣	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
9		長浦コミュニティ委員会		長浦コミュニティ委員会	山賀 好郎	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
10		早通地域コミュニティ協議会		早通地域コミュニティ協議会	若月 則子	H25.4.1	H31.3.31	3期	不可	
11	第2号委員 (14人)	新潟医療福祉大学		新潟医療福祉大学	五十嵐 紀子	H27.4.1	H31.3.31	2期	不可	
12		新潟医療福祉大学(学生)		新潟医療福祉大学(学生)	真壁 麻優	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
13		老人クラブ連合会		新潟市北地区老人クラブ連合会	高橋 正寿	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
14		新潟北ライオンズクラブ		新潟北ライオンズクラブ	高口 和則	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
15		協同組合北新潟商工振興会		協同組合北新潟商工振興会	小林 啓一郎	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
16		北新潟地域づくり学会		北新潟地域づくり学会	上松 鉄雄	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
17		北地区スポーツ振興会		新潟市北地区スポーツ振興会	後藤 静枝	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
18		地区青少年育成協議会		松浜地区青少年育成協議会	川島 朝臣	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
19		新潟市北区体育協会		新潟市北区体育協会	内川 えつ子	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
20		豊栄商工会		豊栄商工会	川居 栄子	H27.4.1	H31.3.31	2期	不可	
21		区社会福祉協議会		区社会福祉協議会	工藤 真美	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
22		にいがた北青年会議所		にいがた北青年会議所	阿部 淳一	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
23		支え合いのしくみづくり会議		豊栄統計調査員協議会	村中 美和子	H27.4.1	H31.3.31	2期	不可	
24		区民生委員・児童委員協議会		区民生委員・児童委員協議会	曾我 美智緒	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
25	第3号委員 (6人)	行政経験者		行政経験者	阿部 美恵子	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
26		教育経験者		教育経験者	梅津 玲子	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	
27		地域教育コーディネーター		地域教育コーディネーター	岡 昌子	H23.4.1	H31.3.31	2期+1期	不可	2号委員で2期
28		公募		公募委員	本間 久文	H29.4.1	H31.3.31	1期	可	選考により決定
29		公募			若尾 明弘	H27.4.1	H31.3.31	2期	不可	
30			新潟市農業協同組合		新潟市農業協同組合	阿部 恵美子	H29.4.1	H31.3.31	1期	可

北区自治協議会の委員の公募に関する要領(改正案)

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき北区に設置する、北区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員人数)

第2条 北区自治協議会の公募委員の人数は、1人以上とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満18歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員でない者

(4) 北区自治協議会の公募委員として、過去に2期活動したことの無い者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに作文・活動歴を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(推薦会議)

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項の規定により設置する、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において作文・活動歴を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

この要領は、平成23年2月1日から施行する。

この要領は、平成24年12月20日から施行する。

この要領は、平成27年1月15日から施行する。

この要領は、平成28年5月19日から施行する。

この要領は、平成28年12月15日から施行する。

この要領は、平成30年11月15日から施行する。